

鹿 児 島 県 公 報

平成29年 4 月 7 日（金）第3303号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告

示

- 私立学校の廃止の認可 (青少年男女共同参画課取扱い) 1
- 保安林の指定 (森づくり推進課取扱い) 2
- 保安林の指定予定 (3件) (森づくり推進課取扱い) 2
- 保安林の指定の解除予定 (森づくり推進課取扱い) 3
- 救急病院等の認定 (地域医療整備課取扱い) 3
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 4
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 4
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 (介護福祉課取扱い) 4
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 4
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (障害福祉課取扱い) 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援
医療機関の指定の更新 (障害福祉課取扱い) 5
- 県営土地改良事業の計画の決定 (4件) (農地整備課取扱い) 5
- 県営土地改良事業の工事の完了 (農地整備課取扱い) 7
- 地籍調査の成果の認証 (農地保全課取扱い) 7
- 公共測量の終了 (4件) (監理課取扱い) 7
- 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 8
- 道路の供用の開始 (2件) (道路維持課取扱い) 8
- 都市計画地区計画の決定に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 8
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉
サービス事業者の指定 (大島支庁取扱い) 9
- 開発行為に関する工事の完了公告 (4件) (建築課取扱い) 9
- 選挙管理委員会規則
- 最高裁判所裁判官の氏名等の掲示に関する規程の一部を改正する規則 (※)
(選挙管理委員会取扱い) 10

告 示

鹿児島県告示第497号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の規定により，私立学校の廃止を次のとおり認可した。

平成29年 4 月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

名 称	位 置	設置者	認可年月 日	廃止期日
宮内幼稚園	霧島市隼人町神宮一丁目12番 13号	学校法人 石田学園	平成29年 3月28日	平成29年 3月31日

南部幼稚園	鹿屋市下堀町9579番地 1	学校法人 本田学園	平成29年 3月28日	平成29年 3月31日
-------	----------------	--------------	----------------	----------------

鹿児島県告示第498号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成29年4月7日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林の所在場所
霧島市国分川原字馬乗坂669番4，676番1，676番5
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第499号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成29年4月7日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿児島市宮之浦町1015番2，1031番2
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第500号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成29年4月7日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿児島市福山町693番，695番，710番2，712番

- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第501号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成29年4月7日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
大島郡喜界町大字嘉鈍字白川26番2，26番3，字隠田571番，571番1，字草田742番4，742番5，字上土1344番2，1344番3，字下荒原1381番4
- 2 指定の目的
潮害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び喜界町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第502号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成29年4月7日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 解除予定保安林の所在場所
大島郡知名町大字下城字石増132番7，132番8
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

鹿児島県告示第503号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成29年4月7日

鹿児島県知事 三反園訓

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
鹿児島こども病院	日置市伊集院町妙円寺二丁目2000番669

2 認定の有効期限

平成32年3月26日

鹿児島県告示第504号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成29年4月7日

鹿児島県知事 三反園訓

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問看護ステーション「支え」	霧島市隼人町姫城1841-1アイリス姫城201	株式会社遠友舎	霧島市隼人町松永3277番地13	吉満きみ代	平成29年3月28日	訪問看護
ナガシマ訪問看護ステーション	出水郡長島町指江82番地13	合同会社ケアサークル長島	出水郡長島町指江82番地13	赤瀬 和寿	平成29年4月1日	訪問看護

鹿児島県告示第505号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者として指定した。

平成29年4月7日

鹿児島県知事 三反園訓

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
居宅介護支援事業所ゆとり	指宿市東方1778番地	株式会社今宮	指宿市東方1778番地	今奈良 孝	平成29年4月1日	居宅介護支援

鹿児島県告示第506号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成29年4月7日

鹿児島県知事 三反園訓

事 業 所		指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者			廃 止 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
青葉いずみデイサービスセンター	出水市上大川内3681番地	有限会社アイ・エヌ・ジー	静岡市清水区青葉町12番20号	長澤紀久子	平成29年4月13日	介護予防通所介護
デイサービスわかば	熊毛郡中種子町野間11298番地1	特定非営利活動法人わかば	熊毛郡中種子町野間11570番地5	山根 敏之	平成29年4月30日	介護予防通所介護

鹿児島県告示第507号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成29年4月7日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問看護ステーション「支え」	霧島市隼人町姫城1841-1アイリス姫城201	株式会社遠友舎	霧島市隼人町松永3277番地13	吉満きみ代	平成29年3月28日	介護予防訪問看護
ナガシマ訪問看護ステーション	出水郡長島町指江82番地13	合同会社ケアサークル長島	出水郡長島町指江82番地13	赤瀬 和寿	平成29年4月1日	介護予防訪問看護

鹿児島県告示第508号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成29年4月7日

鹿児島県知事 三反園訓

医師の氏名	従事する病院又は診療所		担当する診療科目	指定年月日
	名称	所在地		
猪俣 尚規	びろうの樹整形外科	志布志市有明町野井倉8028番地5	整形外科	平成29年3月28日
瀬戸山 傑	霧島市立医師会医療センター	霧島市隼人町松永3320番地	整形外科	平成29年3月28日
高野 稔明	大島郡医師会病院	奄美市名瀬小宿字苗代田3411	小児科	平成29年3月28日
田端 宏之	出水郡医師会広域医療センター	阿久根市赤瀬川4513	循環器科	平成29年3月28日
春田 剛	博悠会温泉病院	日置市東市来町湯田4648番地	内科	平成29年3月28日
橋口 昭人	徳田脳神経外科病院	鹿屋市打馬一丁目11248番地1	脳神経外科	平成29年3月28日

鹿児島県告示第509号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成29年4月7日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
指宿薬剤師会薬局	指宿市十二町4224番地	平成29年4月1日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第510号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営ため池整備（農用地保全）上草田地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年4月7日

鹿児島県知事 三反園訓

1 縦覧書類の名称

土地改良事業計画書の写し

- 2 縦覧期間
平成29年4月10日から同年5月10日まで
- 3 縦覧場所
日置市役所農地整備課

鹿児島県告示第511号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営農地保全整備（農業用排水施設整備）竹山地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年4月7日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成29年4月10日から同年5月10日まで
- 3 縦覧場所
曾於市大隅支所産業振興課

鹿児島県告示第512号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手育成型）（農道整備，農用地保全及び区画整理）浜瀧仁田原地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年4月7日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成29年4月10日から同年5月10日まで
- 3 縦覧場所
長島町役場耕地課

鹿児島県告示第513号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営ため池整備，用排水施設等整備（農業用排水施設整備）川西地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年4月7日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成29年4月10日から同年5月10日まで
- 3 縦覧場所
湧水町役場建設課

鹿児島県告示第514号

土地改良事業県営農地整備（経営体育成型）（旧：経営体育成基盤整備）（区画整理）野井倉下段地区の工事は、平成28年3月25日に完了した。

平成29年4月7日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第515号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査（地籍調査）の成果を認証した。

平成29年4月7日

鹿児島県知事 三反園訓

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
鹿屋市	平成26年8月1日から平成28年2月22日まで	地籍図及び地籍簿	鹿屋市古前城町の全部並びに飯隈町及び下高隈町の各一部	平成29年3月27日
鹿屋市	平成26年8月1日から平成28年2月22日まで	地籍図及び地籍簿	鹿屋市吾平町下名の一部	平成29年3月27日
南さつま市	平成26年7月22日から平成27年10月14日まで	地籍図及び地籍簿	南さつま市笠沙町片浦及び笠沙町赤生木の各一部	平成29年3月27日
奄美市	平成26年6月17日から平成28年2月12日まで	地籍図及び地籍簿	奄美市住用町大字市及び住用町大字役勝の各一部	平成29年3月27日
奄美市	平成26年4月1日から平成28年2月17日まで	地籍図及び地籍簿	奄美市笠利町大字笠利及び笠利町大字和野の各一部	平成29年3月27日
瀬戸内町	平成26年5月16日から平成28年2月27日まで	地籍図及び地籍簿	瀬戸内町俵、嘉入、諸鈍及び久慈の各一部	平成29年3月27日
知名町	平成26年11月12日から平成28年3月14日まで	地籍図及び地籍簿	知名町田皆の一部	平成29年3月27日

鹿児島県告示第516号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局鹿児島国道事務所長から平成28年10月18日鹿児島県告示第939号で告示した公共測量の実施は、平成29年3月31日終了した旨の通知があった。

平成29年4月7日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第517号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大隅地域振興局長から平成28年7月29日鹿児島県告示第743号で告示した公共測量の実施は、平成29年3月15日終了した旨の通知があった。

平成29年4月7日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第518号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大隅地域振興局農林水産部曾於畑地かんがい農業推進センター所長から平成28年7月8日鹿児島県告示第690号で告示した公共測量の実施は、平成29年3月21日終了した旨の通知があった。

平成29年4月7日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第519号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、志布志市長から平成28年8月5日鹿児島県告示第770号で告示した公共測量の実施は、平成29年3月23日終了した旨の通知があった。

平成29年4月7日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第520号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成29年4月7日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年4月7日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	曾津高崎線	大島郡宇検村大字名柄字脇田214番1地先から同村大字名柄字中間チャ178番1地先まで	前	7.8～29.4	530.8
			前	9.4～37.3	404.8
			後	9.4～37.3	404.8

鹿児島県告示第521号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成29年4月7日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年4月7日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	曾津高崎線	大島郡宇検村大字名柄字脇田214番1地先から同村大字名柄字中間チャ178番1地先まで	平成29年4月8日

鹿児島県告示第522号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成29年4月7日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年4月7日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	篠川下福線	大島郡瀬戸内町大字篠川字能佐74番5地先から同町大字篠川字深山209番1地先まで	平成29年4月9日

鹿児島県告示第523号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により鹿児島市から都市計画の決

定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成29年 4 月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 鹿児島都市計画地区計画
 - (2) 名称 皇徳寺南くらら台地区地区計画
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

大島支庁告示第 2 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成29年 4 月 7 日

大島支庁長 鎮寺裕人

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
障害者支援施設 星窪きらり	大島郡龍郷町赤尾木1490-1	社会福祉法人クリスト・ロア会	東京都西東京市保谷町四丁目12番7号	宮田 浩明	平成28年 1月1日	短期入所

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年 4 月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
薩摩川内市隈之城町字平尾賀217番 8， 217番38の一部， 226番 2 の一部， 228番 1 の一部及び217番38地先里道の一部
- 2 公共施設の種類， 位置及び区域
道路 薩摩川内市隈之城町字平尾賀217番 8 の一部， 217番38の一部， 226番 2 の一部， 228番 1 の一部及び217番38地先里道の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
鹿児島市鴨池新町10番 1 号
鹿児島県知事 三反園訓

.....

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年 4 月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
薩摩川内市東郷町斧淵字谷津4490番の一部， 4492番 1 の一部， 4498番 3 の一部， 4513番 1 の一部， 4515番の一部， 4515番 2 及び4516番 1 の一部， 字轟4517番の一部， 4536番の一部， 4544番 3 の一部及び4536番地先里道の一部， 字崩ヶ迫4548番， 4549番の一部， 4555番 1 の一部， 4558番 2 の一部， 4563番の一部及び4564番の一部並びに字穴田4588番の一部， 4591番 1 の一部， 4593番 1 の一部及び4605番 2 の一部

- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
薩摩川内市神田町3番22号
薩摩川内市長 岩切秀雄
.....

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年4月7日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
（2工区）

志布志市志布志町安楽字汐掛280番1, 280番2, 280番3, 280番4, 280番5, 280番6, 280番7, 280番8, 280番9, 280番10, 281番, 282番, 283番, 284番, 285番1, 285番7, 285番8, 285番9, 285番10, 286番, 287番, 288番, 289番, 290番1, 290番2, 290番3, 290番4, 290番5, 290番6, 290番7, 290番8, 290番9, 290番10, 290番11, 291番1, 291番2, 292番2, 293番, 295番1, 295番2, 295番3, 295番4, 295番5, 290番1地先水路及び296番地先水路の一部, 字川尻300番8, 300番13及び320番6地先里道の一部並びに字中島371番1, 374番1の一部, 375番1, 376番, 377番, 378番, 379番1の一部, 380番1の一部, 383番, 384番1, 385番1及び374番1地先水路の一部

- 2 公共施設の種類, 位置及び区域

公園 志布志市志布志町安楽字汐掛291番1の一部, 291番2の一部, 292番2の一部, 293番の一部, 295番1の一部及び296番地先水路の一部並びに字川尻300番8の一部, 300番13及び320番6地先里道の一部

- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

志布志市有明町野井倉1756番地
志布志市長 本田修一
.....

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年4月7日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
（1工区）

大島郡知名町大字知名字棚木俣1839番1の一部, 1839番2の一部, 1839番3の一部, 1846番1の一部, 1846番2, 1849番1の一部, 1849番3及び1839番1地先里道の一部

- 2 公共施設の種類, 位置及び区域

道路 大島郡知名町大字知名字棚木俣1839番1の一部, 1839番2の一部, 1839番3の一部, 1846番2, 1849番3及び1839番1地先里道の一部

公園 大島郡知名町大字知名字棚木俣1839番2の一部及び1839番3の一部

- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

大島郡知名町大字知名307番地
知名町長 平安正盛

選挙管理委員会規則

最高裁判所裁判官の氏名等の掲示に関する規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年4月7日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

鹿児島県選挙管理委員会規則第1号

最高裁判所裁判官の氏名等の掲示に関する規程の一部を改正する規則

最高裁判所裁判官の氏名等の掲示に関する規程（昭和35年鹿児島県選挙管理委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第20条」を「第19条」に改める。

第2条中「第20条」を「第19条」に改める。

第3条中「第23条」を「第20条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。